

町民税・県民税の納税管理人に関する法令（一部抜粋）

地方税法

（市町村民税の納税管理人）

第 300 条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、**当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。**納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、**当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。**

山ノ内町税条例

（町民税の納税管理人）

第 25 条 町民税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所または寮等を有しない場合においては、町の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、**これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。**納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においてもまた同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、**当該納税義務者に係る町民税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。**この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から 10 日以内にその旨を町長に届け出なければならない。